

統合型・公開型GIS整備業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月
香芝市都市創造部都市計画課

目次

1	業務概要	1
2	参加資格	1
3	審査日程	2
4	参加申込書等の提出	3
5	企画提案書等の提出	3
6	質問の受付及び回答	6
7	受託候補者決定方法	6
8	審査結果の通知	7
9	契約の締結.....	8
1 0	提出書類の取扱い	8
1 1	情報公開及び提供	8
1 2	その他	8
1 3	プロポーザルに関する事務の担当課の名称及び所在地.....	9

1 業務概要

(1) 業務名

統合型・公開型G I S整備業務

(2) 業務の目的

香芝市が保有する各種情報を有効に管理等行うことができる仕組みとして「統合型G I S」及び「公開型G I S」を整備することによって、市民サービスの向上並びに業務の効率化及び高度化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「統合型・公開型G I S整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。

）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 実施方式

公募型プロポーザル方式

(6) 提案上限額

金20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(7) 支払方法

令和7年度一括払いとする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。この場合において、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(1) 香芝市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）又は香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）による公示日から受託候補者決定の日までの間に入札参加停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (5) J I S Q 15001（プライバシーマーク）及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得していること。
- (6) 過去5年度以内に人口5万人以上の地方自治体において、統合型GIS及び公開型GISの整備完了実績があること。ただし、令和7年4月1日時点で稼働中のものとし、運用保守業務を継続して行っていること。

3 審査日程

（市）公告日	令和7年6月9日（月）
（市）実施要領、仕様書等の公表	
参加申込書等の提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時必着
質問書受付期限	
（市）参加資格審査の結果通知	令和7年6月27日（金）まで
（市）質問回答	
企画提案書等の提出期限	令和7年7月8日（火）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和7年7月23日（水）
（市）審査結果の通知	令和7年8月12日（火）頃
契約締結	令和7年8月中旬予定

※ 審査日程は必要に応じて変更する場合があることに留意すること。

4 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出書類を期日までに提出すること。

No.	提出書類	部数
1	参加申込書（様式1）	1部
2	「2 参加資格(5)」に示す認証を取得していることがわかる書類	1部
3	業務実績書（様式2） （2 参加資格(6)関係）	1部
4	業務実績を証明できる書類 （2 参加資格(6)関係）	1部
5	様式3 会社概要書	1部
6	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ※香芝市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合のみ	1部
7	直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） ※香芝市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合のみ	1部

(2) 提出方法

電子メールにより(1)の書類を提出するものとする。送付時の留意事項は次のとおりとする。

ア ファイル形式は、PDF形式とする。

イ メール1通当たり6MB以下のデータ容量とすること。スキャンについては、必要以上に高画質にせず、容量削減を図ること。

ウ 参加申込書に記載したメールアドレスから送付すること。

エ 電子メールの件名は、「参加申込 会社名 統合型・公開型GIS整備業務」とすること。

オ 各ファイルの先頭には、(1)の表におけるNo.を半角数字で付すこと。容量等の都合でファイルを分割する場合には、「1-1」「1-2」のように枝番を付すこと。

カ 未到達を防止するため、送信後に必ず電話により到達の確認を行うこと。

(3) 参加申込資格審査結果の通知

参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の結果を、参加申込書を提出した全ての者に電子メールで通知するものとする。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルの参加資格を有する者は、提出書類を期日までに提出すること。

N o .	提出書類	部数
1	企画提案書表紙（様式４）	1 部
2	企画提案書	1 部
3	企画提案書（提案者名をマスキングしたもの）	7 部
4	回答を入力した機能要件等一覧（別紙１及び別紙２）	1 部
5	回答を入力した機能要件等一覧（別紙１及び別紙２）（提案者名をマスキングしたもの）	7 部
6	見積書（様式５）及び見積内訳書	1 部
7	見積書（様式５）及び見積内訳書（提案者名をマスキングしたもの）	7 部
8	上記のデータが入ったＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ	1 部

(2) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書の規格

- (ア) 用紙は、Ａ４判（縦・両面印刷）で作成すること。
- (イ) 図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは、差し支えない。また、Ａ３判の図版がある場合は、横向きで作成すること。片面印刷でＡ４判に折り込むことで可とするが、２ページ分として取り扱うものとする。
- (ウ) 表紙及び目次を除き、両面で１枚として総枚数２０枚（４０ページ）以内で作成し、左綴じで提出すること。
- (エ) 表紙及び目次を除き、各ページに一連のページ番号を付すこと。
- (オ) フォントは、任意とするが、フォントサイズは、１０．５ポイント以上とすること。ただし、図表や注記等については、この限りでない。
- (カ) ファイリングには、焼却処分できないファイル（ドッチファイル等）を利用しないこと。

イ 提出部数

８部（正１部、副７部）提出し、副本は、提案者名をマスキング等すること。

ウ 企画提案書記載事項

企画提案書本編の内容は、任意とするが、次に掲げる提案内容を含むこと。その際、次に掲げる記載順は、変えないこと。途中及び最後に別の提案内容を挟むことは、差し支えない。また、別紙５「評価基準」、別紙６

「評価の視点（システム内容）」及び後述する 7(2)キ等も参考にし、記載すること。

(ア) 会社概要

(イ) 同種業務の実績

(ウ) 工程計画

(エ) 実施体制

(オ) システム概要、全体像及び構成

(カ) システムの画面構成及び機能

(キ) システム活用のイメージ（内容は、任意とする。ただし、課内や庁内でのデータ共有のイメージ及びGISデータを用いた情報分析のイメージについては、記載に含めること。）

(ク) 統合型GISと公開型GISとの連携（事業者対応を要する事項を記載する場合は、その旨を併記すること。）

(ケ) 管理機能（ユーザー及び権限等の管理機能並びに操作ログの確認機能）

(コ) 導入システムへの移行支援

(サ) 運用・保守フェーズでの対応内容

(シ) 情報セキュリティ

(ス) 将来性・拡張性（内容は任意とする。ただし、ロケーションシステム（参考事例 柏原市地図情報システム(公開型GIS)を活用したバスロケーションシステム）については、将来的に対応できる可能性がある場合は、記載に含めること。）

エ 留意事項

(ア) 企画提案書は、見やすく、分かりやすいものとする。

(イ) 仕様書等に記載のない専門用語を使用する際には、注釈をつける等してその内容が理解できるようにすること。

(ウ) 仕様書や上記に示していない内容であっても、本市にとって有益になるとと思われるシステムの機能及び企画については、積極的に提案すること。

(エ) 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めるものとする。この場合において、指示した期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正又は追加を一切認めないものとする。

(3) 機能要件等一覧の作成方法

提案システムの機能適合を把握するため、機能要件等一覧（別紙1及び別紙2）に、対応状況を回答欄に記載すること。この場合において、必須要件について対応不可は認めない。また、カスタマイズ又はオプションにて実現する場合は、備考欄にその旨記載し、提案金額に含めること。

(4) 提出方法

郵送又は持参での提出とするものとする。

郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で、提出期限内に必着で提出すること。この場合において、送付したときは、送付した旨の電話連絡をすること。

持参の場合は、提出期限内に香芝市都市創造部都市計画課まで提出すること。

6 質問の受付及び回答

本業務の内容及びプロポーザルの実施に関して質問がある場合は、質問書（様式6）を期日までに提出すること。

(1) 提出方法

電子メールに添付し、参加申込書に記載したメールアドレスから提出とすること。件名を「会社名 統合型・公開型GIS整備業務に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。この場合において、未到達を防止するため、送信後に必ず電話により到達の確認を行うこと。

(2) 質問への回答

令和7年6月27日（金）までに質問の有無に関わらず、参加申込みをした者全員に、電子メールで回答する。

7 受託候補者決定方法

別紙4「統合型・公開型GIS整備業務審査要領」に基づき、プロポーザル審査委員が評価及び選定を行うものとする。この場合において、提案事業者が1事業者のときであっても、事業実施の適格性を審査し、選考を行うものとする。

(1) 書類審査

提案者が提出した企画提案書等を評価する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、評価する。

ア 実施日（予定）

令和7年7月23日（水）を予定している。

イ 時間配分

プレゼンテーションの時間は、30分間から45分間までの間で指定し、令和7年7月16日（水）までに別途参加者に対し電子メールで連絡するものとする。内容の時間配分は、任意とする。後述するモニターへの映像出力その他準備の時間は、プレゼンテーションの時間に含めること。

また、質疑応答の時間は、10分間程度とする。

ウ 参加者

プレゼンテーションの説明者は、5名以内とすること。

エ プレゼンテーションに必要な映写装置等

プレゼンテーションの際、必要な場合は、本市所有の大型液晶モニター（PN-HW861）の使用を認めるものとする。また、HDMIケーブルで接続する場合は、本市所有のケーブル（KM-HD20-P50）の使用を認めるものとする。

プレゼンテーションで使用するパソコンその他プレゼンテーションに必要な機器があれば提案者にて準備すること。

オ 審査内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書に沿って行うものとする。

カ 提案するシステムのアピールポイントや、企画提案書では表現しきれないイメージ等について説明すること。

キ プレゼンテーションには、次に掲げる事項を想定したデモンストレーションを含めること。その際、次に掲げる順番は、変えないこと。最初、途中及び最後に別の内容を加えることは、差し支えない。

(ア) レイヤ新規作成及び編集

(イ) システム外に存在するCSVデータ、shapeデータ及びその他業務情報の取込み

(ウ) GISデータの課内、関連部署及び全庁への共有（課や部ごとに共有する・しない等を設定する様子）※設定できない場合は、代替の運用方法の様子

(エ) データ分析（複数のGISデータを用いたデータ分析等）

(オ) 公開型GISのポータルサイト及び地図画面の紹介

(カ) GISデータのHP公開の前段階での承認機能の利用（機能がない場合は、代替となる運用方法の例示）

ク 動画及び事前に用意した音声を用いたプレゼンテーションは、認めないものとする。

ケ 拡声機器の持込みは、認めないものとする。

コ その他、特徴的な独自機能等があれば説明すること。

(3) 最終評価

受託候補者の選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査での獲得点を合計し、最も評価が高い者を受託候補者とする。

8 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月12日（火）頃にプレゼンテーション審査に参加した全ての者に電子メールで通知することを予定している。庁内での手続の状況により、前後する可能性がある。

9 契約の締結

受託候補者を決定後、仕様及び提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合に、本業務に係る契約手続を行うものとする。この場合において、本市が真に必要な要件を精査し、提案金額に基づいて再度見積書の提出を求めた上で、契約金額を決定するものとする。

なお、本委託業務を再委託することは認めない。ただし、企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合及び相当の理由があり、予め本市の承認を書面で受けたときは、その限りではない。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、香芝市契約規則第19条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、一切返却しないものとする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲で複製できるものとする。また、提出書類（受託候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザルにより受託候補者を選定する目的以外で使用しないものとする。
- (3) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、提案内容、ノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）に基づき、提出書類を公開するものとする。

11 情報公開及び提供

本プロポーザル実施に関する情報は、香芝市情報公開条例の規定に基づき、受託候補者決定に影響を及ぼさない範囲で公開するものとする。

プロポーザルの実施、選考過程、結果等については、香芝市ホームページにて情報提供を行うものとする。

12 その他

- (1) 本業務へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 実施要領に示した参加に必要な資格がない者が参加申込みをした場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
 - エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ 仕様書の要件を満たさない場合
 - キ 提出書類に不備があり、本市が指示する期日までに訂正しなかった場合
 - ク システム導入及び構築費に係る見積書の金額が提案限度額を超過した場合

- (3) 本プロポーザルは、契約成立の交渉を前提に行う準備行為であり、業者の選定までを行うものとする。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は、認めないものとする。
- (5) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (6) 不確定要素がある場合であっても、提案者の経験及びノウハウを最大限活用し、具体的かつ実効性のある提案書を提出すること。
- (7) 本提案依頼に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要又は本市にとって有益と思われる事項は、提案限度額の範囲内で積極的に企画提案書に記載すること。
- (8) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (9) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属するが、本市が本プロポーザルに係る選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で利用できるものとする。
- (10) 本業務に係る契約を締結するまでの間に契約を締結することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は、それに伴って生じる費用の一切を補償しない。
- (11) 受託候補者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、次点候補者と当該業務について交渉を行うものとする。
- (12) 受託候補者は、やむを得ない理由で参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。提出方法は、担当課に照会すること。
- (13) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPE1）の実績報告に必要となる各種資料（請求書等）は、申請期限に十分に間に合うよう遅滞なく提出すること。

1.3 プロポーザルに関する事務の担当課の名称及び所在地

担 当 課：香芝市都市創造部都市計画課

所 在 地：〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

電話連絡先：0745-44-3316 担当：川田・上田・池田

電子メール：tokei@city.kashiba.lg.jp

以上